

# 広報広聴会議

日時 令和4年8月22日（月） 午後 時 分～  
場所 全員協議会室

---

## 1 開 議

## 2 案 件

### (1) 広報部会活動

### (2) 広聴部会活動

## 3 そ の 他

## 常任委員会のYouTube配信について

### 1 運用基準

「亀岡市議会YouTubeチャンネル運用基準（案）」のとおり

### 2 編集・掲載

タブレット端末のカメラ機能、動画編集アプリ、通信機能等を活用し、広報広聴会議において編集・掲載する。

### 3 配信開始時期（予定）

10月の月例常任委員会より試行実施

※今後、YouTubeチャンネル開設に向けた準備作業を行い、9月末までに亀岡市議会チャンネルを開設予定

※広報広聴会議で試行配信の状況を確認し、本格運用に向けて検討を行う。

### 亀岡市議会YouTubeチャンネル運用基準（案）

亀岡市議会では、動画共有サービスYouTubeを利用した亀岡市議会動画チャンネル（以下「本チャンネル」という。）の運用にあたり、亀岡市議会ソーシャルメディア運用方針（以下「運用方針」という。）及び亀岡市議会ソーシャルメディア運用ガイドライン（以下「運用ガイドライン」という。）の規定のほか、以下のとおり亀岡市議会YouTubeチャンネル運用基準（以下「運用基準」という。）を定めます。

本チャンネルをご覧になれる場合は、運用方針、運用ガイドラインに加えて、本運用基準に同意されたものとみなします。

#### 1. 目的

この運用基準は、亀岡市議会が動画共有サービスYouTubeを利用した動画による議会情報の配信を行うにあたり、必要な事項を定めます。

#### 2. YouTubeチャンネル名

亀岡市議会YouTubeチャンネル（仮称）

<https://www.youtube.〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇>

#### 3. 投稿内容

常任委員会の録画配信並びに議長、議会運営委員会もしくは広報広聴会議が必要と認めたものとします。ただし、配信内容は亀岡市議会（以下「市議会」という。）の公式記録ではありません。

4. 運営管理  
広報広聴会議

5. 投稿時間

原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に不定期で投稿します。ただし、必要と認められる場合は、この時間以外にも投稿する場合があります。

6. 利用方法

本チャンネルは、情報発信の手段として運用するため、原則として、利用者は動画等にコメントの投稿を行うことはできません。動画等へのご意見、ご質問等がある場合は、広報広聴会議もしくは議会事務局へお問い合わせください。

7. 知的財産権

本チャンネルに掲載されている写真、イラスト、動画、記事等の著作権は、市議会や正当な権利を有する者に帰属します。また、本チャンネルの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできません。

8. 個人情報

本チャンネルにおいて、市議会が掲載する情報については、個人情報の保護に関する法律及び亀岡市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏洩がないように適切に対処します。また、個人情報を収集する際は、目的を明示し、明示した利用目的の範囲内で利用します。

9. 免責事項

- (1) 市議会は、掲載情報の正確性、完全性、有効性等を保証するものではありません。
- (2) 市議会は、本チャンネルの内容によって、利用者または第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 市議会は、YouTubeのシステムに関する質問等については、一切答えません。また、本チャンネルに関連する事項に起因または関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) YouTubeの画面に企業広告が現れる場合がありますが、市議会とは一切関係がありません。また、広告によるいかなる理由による損害について、市議会は一切の責任を負いません。
- (5) 市議会は、予告なく運用基準の変更や運用方法の見直し、また本チャンネルの運用を中止することがあります。

10. 適用

この運用基準は、令和4年 月 日から適用します。